

IP 通信網サービス契約約款 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））

【現改比較表】 2020 年 6 月 11 日現在

～2020 年 6 月 10 日

2020 年 6 月 11 日～

目次

6 付加機能（料金表第 1 表（料金）に規定する [IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)に限ります。）に係る端末設備、[端末設備に係るサポート及びセキュリティ](#)の提供

第 3 章 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（第 2 種契約者が行う第 2 種契約の解除）

第 15 条 共通編第 14 条（IP 通信網契約者が行う IP 通信網契約の解除）に定めるほか、第 2 種契約者（料金表第 1 表（料金）に規定するタイプ 2、タイプ 3、タイプ 6-2、タイプ 6-3 のコース 1（音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。）、タイプ 8 又は付加機能（[IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)に係る者に限ります。）は、事業法第 26 条の 3 第 1 項に規定する書面による第 2 種契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。

第 4 章 通信

（料金適用上必要な事項の測定等）

第 16 条 次に掲げる接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

- (1) ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間
- (2) 特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間
- (3) ポータブル IP アクセスからアクセスポイントへの接続時間
- (4) ダイヤルアウトに係る接続時間

目次

[第 26 条の 2 光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等](#)

6 付加機能（料金表第 1 表（料金）に規定する [IPv4 over IPv6\(IPoE\)接続](#)に限ります。）に係る端末設備の提供

第 3 章 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（第 2 種契約者が行う第 2 種契約の解除）

第 15 条 共通編第 14 条（IP 通信網契約者が行う IP 通信網契約の解除）に定めるほか、第 2 種契約者（料金表第 1 表（料金）に規定するタイプ 2、タイプ 3、タイプ 6-2、タイプ 6-3 のコース 1（音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。）、タイプ 8 又は付加機能（[料金表第 1 表（料金）に規定する IPv4 over IPv6\(IPoE\)接続](#)に限ります。）は、事業法第 26 条の 3 第 1 項に規定する書面による第 2 種契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。

第 4 章 通信

（料金適用上必要な事項の測定等）

第 16 条 次に掲げる接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

- (1) ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間
- (2) 特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間
- (3) ポータブル IP アクセスからアクセスポイントへの接続時間
- (4) ダイヤルアウトに係る接続時間

～2020年6月10日

2020年6月11日～

(5) ダイヤルアップアクセス回線からオープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線、加入者回線等又はDSL回線への接続時間

2 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6のコース1に係るものに限り、ます。）に係る課金対象パケットの情報量の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

3 付加機能（料金表第1表（料金）に規定するIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能に限り、ます。）を利用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係るIPv6 (IPoE) 方式による通信の情報量の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

(5) ダイヤルアップアクセス回線からオープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線、加入者回線等又はDSL回線への接続時間

2 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6のコース1に係るものに限り、ます。）に係る課金対象パケットの情報量の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

3 付加機能（料金表第1表（料金）に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限り、ます。）を利用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係るIPv4 over IPv6(IPoE)タイプによる通信の情報量の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

(光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等)

第26条の2 第2契約者（オープンコンピュータ通信網サービス（IPoE方式による通信を行うものに限り、ます。以下この条において同じとします。）に係る者に限り、ます。以下この条において同じとします。）は、当社が次の行為を行う場合があることを予め承諾するものとします。

(1) その光アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号及び当社が別に定める事項を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に通知すること。

(2) その光アクセス回線においてIPv6 (IPoE) 方式による通信を可能とする機能（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定めるIPv6通信（以下「フレッツ・v6オプション」といいます。）。）に係る申込みについて、その光アクセス回線に係る契約者に代わって東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に行うこと。

2 第2契約者は、光アクセス回線に係る契約者が第2種契約者と異なる場合には、前項の内容についてその光アクセス回線に係る契約者の同意を取得していただきます。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める事項は、当社がオープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項とします。

～2020年6月10日

2020年6月11日～

別記

6 付加機能（[IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)に限ります。）に係る端末設備、[端末設備に係るサポート（機能）及びセキュリティ（機能）](#)の提供

当社は、付加機能（料金表第1表（料金）に規定する[IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)に限ります。）を利用する第2種契約者から請求があったときは、その付加機能に係る端末設備、[端末設備が保持するサポート及びセキュリティ](#)を当社から提供します。端末設備、[端末設備が保持するサポート及びセキュリティ](#)の提供条件等については、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約によるものとします。

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容
(1) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。
ア 通信又は保守の態様による細目	
区分	内容
タイプ1～8	(略)
備考	
1～2	(略)

別記

6 付加機能（料金表第1表（料金）に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。）に係る端末設備の提供

当社は、付加機能（料金表第1表（料金）に規定する[IPv4 over IPv6\(IPoE\)接続](#)に限ります。）を利用する第2種契約者から請求があったときは、その付加機能に係る端末設備を提供し、[端末設備及び端末設備に内蔵するサポート並びにセキュリティ](#)の提供条件等については、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約によるものとします。

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容
(1) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。
ア 通信又は保守の態様による細目	
区分	内容
タイプ1～8	(略)
備考	
1～2	(略)

～2020年6月10日

2020年6月11日～

3 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信([IPoE\(IPv4 over IPv6\)接続機能](#)を利用するものを除きます。)は、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。
4～7 (略)

3 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信([IPv4 over IPv6\(IPoE\)タイプ](#)を利用するものを除きます。)は、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。
4～7 (略)

(4) タイプ3の区分に係る料金の適用

タイプ3には、次の区分があります。

ア～ウ (略)

エ 通信プロトコルによる区別

区分	内容
IPv4タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するものであって、IPv4については、IPv4 (PPPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの
IPv6 (PPPoE) タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を利用するものであって、IPv6については、IPv6 (PPPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの
IPv6 (IPoE) タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を利用するものであって、IPv6については、IPv6 (IPoE) 方式による通信及びIPv6 (PPPoE) 方式による通信を行うことができるもの

(4) タイプ3の区分に係る料金の適用

タイプ3には、次の区分があります。

ア～ウ (略)

エ 通信プロトコルによる区別

区分	内容
IPv4タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するものであって、IPv4については、IPv4 (PPPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの
IPv6 (PPPoE) タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を利用するものであって、IPv6については、IPv6 (PPPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの
IPv6 (IPoE) タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を利用するものであって、IPv6については、IPv6 (IPoE) 方式による通信及びIPv6 (PPPoE) 方式による通信を行うことができるもの

～2020年6月10日

2020年6月11日～

--	--

備考

- 1 通信プロトコルによる区別を適用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスは当社が指定するところによります。
- 2 IPv4タイプは、IPv6 (PPPoE) タイプ又はIPv6 (IPoE) タイプを提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービス以外の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに提供します。
- 3 IPv6 (PPPoE) タイプ又はIPv6 (IPoE) タイプは、光アクセス回線において、IPv6 (PPPoE) 又はIPv6 (IPoE) 方式による通信を行うことができるものに限り提供します。
- 4 IPv6 (IPoE) タイプは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り提供します。

IPv4 over IPv6(IPoE)タイプ

その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を同時に利用することができるものであって、それぞれ次の方式による通信を行うことができるもの

ア IPv6についてはIPv6 (IPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの

イ IPv4についてはIPv4 over IPv6 (IPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの

備考

- 1 通信プロトコルによる区別を適用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスは当社が指定するところによります。
- 2 IPv4タイプは、IPv6 (PPPoE) タイプ又はIPv6 (IPoE) タイプを提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービス以外の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに提供します。
- 3 IPv6 (PPPoE) タイプ又はIPv6 (IPoE) タイプは、光アクセス回線において、IPv6 (PPPoE) 又はIPv6 (IPoE) 方式による通信を行うことができるものに限り提供します。
- 4 IPv6 (IPoE) タイプ 又はIPv4 over IPv6(IPoE)タイプは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り提供します。

～2020年6月10日

2020年6月11日～

- (1) [共通編別記2の\(1\)に規定する特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるIPv6通信（以下「フレッツ・v6オプション」といいます。）の提供を受けるもの](#)
- (2) [OCN光withフレッツ利用規約に定めるOCN光withフレッツ契約を締結しているもの](#)
- 5 [当社は、IPv6\(IPoE\)方式による通信の提供にあたり、第2種契約者に代わって、共通編別記2の\(1\)に規定する特定協定事業者へその第2種契約に係るフレッツ・v6オプション契約の申込み等を行います。](#)

- (1) [コース1（メニュー2のプラン3及びプラン5を除きます。）、コース2又はコース3のもの](#)
- (2) [「フレッツ・v6オプション」の提供を受けるもの](#)
- 5 [IPv4 over IPv6\(IPoE\)タイプは、前項に規定するほか、当社が別に定める条件を満たす場合に限り提供します。](#)
- (注) [この備考の5に規定する当社が別に定める条件は、当社のホームページ（<https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ipoe.html>）にて公表する条件とします。](#)

(7) タイプ8の区分に係る料金の適用

タイプ8には、次の区分があります。

- ア (略)
- イ 通信プロトコルによる区別

区分	内容
IPv4タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するものであって、IPv4については、IPv4（PPPoE）方式による通信のみを行うことができるもの

(7) タイプ8の区分に係る料金の適用

タイプ8には、次の区分があります。

- ア (略)
- イ 通信プロトコルによる区別

区分	内容
IPv4タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するものであって、IPv4については、IPv4（PPPoE）方式による通信のみを行うことができるもの

～2020年6月10日

2020年6月11日～

IPv6 (PPPoE) タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を利用するものであって、IPv6については、IPv6 (PPPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの
IPv6 (IPoE) タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を利用するものであって、IPv6については、IPv6 (IPoE) 方式による通信及びIPv6 (PPPoE) 方式による通信を行うことができるもの
備考	
<p>1 通信プロトコルによる区別を適用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスは当社が指定するところによります。</p> <p>2 IPv4タイプは、IPv6 (PPPoE) タイプ又はIPv6 (IPoE) タイプを提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービス以外の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに提供します。</p>	

IPv6 (PPPoE) タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を利用するものであって、IPv6については、IPv6 (PPPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの
IPv6 (IPoE) タイプ	その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を利用するものであって、IPv6については、IPv6 (IPoE) 方式による通信及びIPv6 (PPPoE) 方式による通信を行うことができるもの
<u>IPv4 over IPv6(IPoE) タイプ</u>	<p><u>その第2種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を同時に利用することができるものであって、それぞれ次の方式による通信を行うことができるもの</u></p> <p><u>ア IPv6についてはIPv6 (IPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの</u></p> <p><u>イ IPv4についてはIPv4 over IPv6 (IPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの</u></p>
備考	
<p>1 通信プロトコルによる区別を適用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスは当社が指定するところによります。</p> <p>2 IPv4タイプは、IPv6 (PPPoE) タイプ又はIPv6 (IPoE) タイプを提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービス以外の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに提供します。</p>	

～2020年6月10日		2020年6月11日～	
	<p>3 IPv6 (PPPoE) タイプ又はIPv6 (IPoE) タイプは、第2種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて、IPv6 (PPPoE) 又はIPv6 (IPoE) 方式による通信を行うことができるものに限り提供します。</p> <p>4 コース1又はコース3のIPv6 (IPoE) タイプは、折り返し通信機能を提供します。</p> <p>5 コース2のIPv6 (IPoE) タイプは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するIP v 6通信(以下「フレッツ・v 6 オプション」といいます。)の提供を受ける場合に限り提供します。当社は、IPv6 (IPoE) タイプの提供にあたり、第2種契約者に代わって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社にその第2種契約に係るフレッツ・v 6 オプション契約の申込み等を行います。</p>		<p>3 IPv6 (PPPoE) タイプ又はIPv6 (IPoE) タイプは、第2種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて、IPv6 (PPPoE) 又はIPv6 (IPoE) 方式による通信を行うことができるものに限り提供します。</p> <p>4 コース1又はコース3のIPv6 (IPoE) タイプ 又はIPv4 over IPv6(IPoE)タイプは、折り返し通信機能を提供します。</p> <p>5 コース2のIPv6 (IPoE) タイプ 又はIPv4 over IPv6(IPoE)タイプは、「フレッツ・v 6 オプション」の提供を受ける場合に限り提供します。</p> <p>6 IPv4 over IPv6(IPoE)タイプは、前2項に規定するほか、当社が別に定める条件を満たす場合に限り提供します。</p> <p>(注) この備考の6に規定する当社が別に定める条件は、当社のホームページ (https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ipoe.html) にて公表する条件とします。</p>
(8) 接続 通信時間又 は情報量の 測定等	ア～ウ (略)	(8) 接続 通信時間又 は情報量の 測定等	ア～ウ (略)

～2020年6月10日		2020年6月11日～	
	<p>エ IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能のIPv6 (IPoE) 方式による通信の情報量の測定は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 情報量（端末設備のソフトウェアの自動更新に伴う通信等を含み、この機能に係る第2種契約者以外の者が行った通信に係る情報量を含みます。以下同じとします。）は、当社の機器により測定します。</p> <p>(イ) 当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更があったときは、同一料金月内において変更前と変更後の情報量を合算します。ただし、契約者識別符号の変更があったときは、この限りではありません。</p>		<p>エ 付加機能（IPv4 over IPv6(IPoE)接続に係るものに限ります。以下工欄において同じとします。）のIPv4 over IPv6(IPoE)タイプによる通信の情報量の測定は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 情報量（端末設備のソフトウェアの自動更新に伴う通信等を含み、この機能に係る第2種契約者以外の者が行った通信に係る情報量を含みます。以下同じとします。）は、当社の機器により測定します。</p> <p>(イ) 当社は、付加機能の提供を開始した日からこの機能に係る契約の解除があった日の前日までの期間について情報量を測定します。</p> <p>(ウ) 当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更があったときは、同一料金月内において変更前と変更後の情報量を合算します。ただし、契約者識別符号の変更があったときは、この限りではありません。</p>
(12)ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ ドットフォン特別割引の適用を受ける者が、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能の契約を締結した場合は、ドットフォン特別割引の適用を解除します。この場合において第2種契約者がこの付加機能の契約を解除し、ドットフォン特別割引の再適用を受けることについての申出があったとしても、当社は、この申出を承諾しません。</p>	(12)ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 削除</p>

～2020年6月10日

2020年6月11日～

1-2 料金額

1-2-5 付加機能利用料

区分		単位	料金額
IPoE (IPv4 over IPv6)接続機能	別記6に係るもの	タイプ3（コース1のメニュー2のプラン3を除きます。）又はタイプ8（コース2を除きます。）	1の契約者識別 符号ごとに月額 500円 （550円）
		タイプ8（コース2に限ります。）	1の契約者識別 符号ごとに月額 0円

備考

- [この機能は、タイプ3（コース1のメニュー2のプラン3を除きます。）又はタイプ8に係る第2種契約者に限り提供します。](#)
- 第2種契約者は、付加機能利用料について、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その機能に係る契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします。）の支払いを要します。

1-2 料金額

1-2-5 付加機能利用料

区分		単位	料金額
IPv4 over IPv6(IPoE)接続	IPv4 over IPv6(IPoE)タイプの通信を行う端末設備及びその端末設備に係るセキュリティ並びにサポートを提供するもの（以下「OCN v6アルファ」といいます。）	タイプ3（コース1のメニュー2のプラン3を除きます。）又はタイプ8（コース2を除きます。）	1の契約者識別 符号ごとに月額 500円 （550円）
		タイプ8（コース2に限ります。）	1の契約者識別 符号ごとに月額 0円

備考

- [削除](#)
- 第2種契約者は、付加機能利用料について、この機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その機能に係る契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします。）の支払いを要します。

～2020年6月10日

2020年6月11日～

3 この機能を利用する第2種契約者（タイプ3（コース1のメニュー2のプラン3を除きます。）又はタイプ8（コース2を除きます。）に係る者に限ります。）から、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2に係るものに限ります。）への細目又は区分等の変更があった場合の変更後の付加機能利用料は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

4 この機能（タイプ3（コース1のメニュー2のプラン3を除きます。）又はタイプ8（コース2を除きます。））には最低利用期間があります。

ア 最低利用期間は、この機能の提供を開始した日を含む料金月から24料金月とします。

イ 第2種契約者は、アに規定する最低利用期間内にこの機能の契約の解除があった場合、又はこの機能に係わる第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金8,000円（不課税）を支払っていただきます。

5 この機能は、IPv6（PPPoE）方式での通信を行うことはできません。ただし、次に掲げる第2種契約者がこの機能の利用できないときであって、当社が認める場合に限り、この機能が利用可能となる日までの期間IPv6（PPPoE）方式での通信を行うことができます。

3 この機能を利用する第2種契約者（タイプ3（コース1のメニュー2のプラン3を除きます。）又はタイプ8（コース2を除きます。）に係る者に限ります。）から、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2に係るものに限ります。）への細目又は区分等の変更があった場合の変更後の付加機能利用料は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

4 この機能（タイプ3（コース1のメニュー2のプラン3を除きます。）又はタイプ8（コース2を除きます。））には最低利用期間があります。

ア 最低利用期間は、この機能の提供を開始した日を含む料金月から24料金月とします。

イ 第2種契約者は、アに規定する最低利用期間内にこの機能の契約の解除があった場合、又はこの機能に係わる第2種契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに違約金8,000円（不課税）を支払っていただきます。

5 この機能は、IPv6（PPPoE）方式での通信を行うことはできません。ただし、次に掲げる第2種契約者がこの機能の利用できないときであって、当社が認める場合に限り、この機能が利用可能となる日までの期間IPv6（PPPoE）方式での通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、第18条（定額利用料の支払い義務）第2項に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態ではないものとみなして取り扱い、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

～2020年6月10日

2020年6月11日～

ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3(コース1のメニュー2のプラン3を除きます。))に係るものに限りません。)
イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8に係るものに限りません。))の移転工事又は品目変更工事をしたとき。

ウ 別記6に規定するIPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器(ルーター01)の破損又は故障等。

エ その他当社がIPv6(PPPoE)方式での通信を認めるとき。

6 この機能を利用する第2種契約者が、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信の protocols に IPv4 protocols を利用する場合、IPv4 (IPoE) 方式にて通信を行います。

7 この機能では、別冊(ドットフォンサービス)に定める第1種ドットフォンサービス(タイプ1に係るものに限りません。)、第2種ドットフォンサービス(タイプ1に係るものに限りません)又は別冊(シェアードIP-PBXサービス)に定める第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー2のタイプ1に係るものに限りません。)を利用することはできません。

8 当社は、この機能の提供を開始した日からこの機能に係る契約の解除があった日の前日までの期間について、この機能のIPv6 (IPoE) 方式による通信の情報を測定します。

ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ3(コース1のメニュー2のプラン3を除きます。))に係るものに限りません。)
イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8に係るものに限りません。))の移転工事又は品目変更工事をしたとき。

ウ 別記6に規定する端末設備の破損又は故障等。

エ その他当社がIPv6(PPPoE)方式での通信を認めるとき。

6 削除

7 この機能では、別冊(ドットフォンサービス)に定める第1種ドットフォンサービス(タイプ1に係るものに限りません。)、第2種ドットフォンサービス(タイプ1に係るものに限りません)又は別冊(シェアードIP-PBXサービス)に定める第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー2のタイプ1に係るものに限りません。)を利用することはできません。

8 この機能では、当社が提供する別記6の端末設備以外での利用はできません。

9 第2種契約者は、「フレッツ・v6オプション」契約の解除した場合は、その事実を速やかに当社に通知していただきます。

～2020年6月10日	2020年6月11日～
	<p><u>10 第2種契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合で、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの接続が出来ない状態であっても、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。</u></p>